

「こども誰でも通園制度（仮称）」に関する指定都市市長会緊急提言

こども・子育て支援については、「こども未来戦略方針」において、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること」が基本理念の一つとして掲げられている。

特に、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見があるなか、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度（仮称）」を創設することとされており、今後、試行的事業が実施されることとなっている。

令和5年度は、「こども誰でも通園制度（仮称）」の先行モデルである「未就園児の定期的な預かりモデル事業」を全国31地方自治体で実施しており、その成果として、こどもの成長促進や保護者の育児負担の軽減、支援が必要な児童の早期発見など、子育て支援に大きな効果があり、利用者から高く評価されているところである。

「こども誰でも通園制度（仮称）」の実施にあたっては、こどもの育ちと子育ての支援を実現することが重要であり、子育てが孤立しやすい都市部においては、特に市民ニーズが高いため、各地方自治体が実施している一時預かり事業等の状況を踏まえたうえで、令和5年度のモデル事業から内容を大きく拡大させることが必要である。

そのような中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、試行的事業の今年度中の開始に向けた支援も示されたところであるが、利用時間が一律に制限される見込みであり、また、制度の詳細が明らかになっていないことから、各地方自治体が速やかに事業を展開できるよう、指定都市市長会として、下記のとおり緊急提言する。

記

- 1 試行的事業においては、市民ニーズに対応できるよう、利用時間について一律に上限を設けず実施するなど、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、十分な財政措置を講ずること。
- 2 試行的事業の実施にあたっては、地方自治体の予算編成への反映や、事業者が必要な保育人材等を確実に確保できるよう、速やかに制度の詳細を示すこと。
- 3 本格実施に向けて、地方自治体と十分に協議を重ねるとともに、保育士等の処遇改善などの人材確保策を講ずること。また、利用者や事業者が混乱しないよう、一時預かり事業との相違点や関係性を明らかにすること。

令和5年11月28日
指定都市市長会